

【入札の公告別記説明】

「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

2の(1)のク

本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる工事は、次の要件を満たす工事です。

国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）が発注した、請負金額2,750万円以上の森林土木工事です。

なお、類似工事施工実績調書には、工事実績証明書又は、契約書の写し、工事受渡書等施工実績を証明出来る書類の写し、工事概要が分かる図書等の写しを添付してください。

2の(1)のケ及びコ

- a 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。
- b 監理技術者は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者であり、かつ、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者です。
- c 監理技術者補佐は、bの要件を満たす者又は1級土木施工管理技士補以上

若しくは1級建設機械施工技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

2の(1)のセ

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社富士雄設計コンサルタントです。

3の(1)のカ

その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類は、次のとおりです。

- ① 建設業許可通知書
- ② 建設業許可申請書別表又は建設業許可申請書及び同申請書様式第一号、別紙二(2)、別紙四
- ③ 資格決定通知書
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合判定値通知書
- ⑤ 返信用簡易書留封筒(切手貼付)